

国立大学法人大阪大学臨時役員会議事要旨

日 時 平成17年5月30日(月) 9:00~9:25
場 所 役員会議室(424会議室)
出席者 宮原総長、鈴木理事、鷺田理事、馬越理事、馬場理事、仁科理事、北見理事、橋本理事
(オブザーバー)
二瓶監事、荻原総長補佐、木下総長補佐、西尾総長補佐
陪席者 鳥越総務部長、中島総務部次長、今田研究推進・国際部長、河野財務部長、若松学生部長、大谷施設部長、木村監査室長 他

- 議事に先立ち、宮原総長から本件については、早急に定める必要があるため、臨時に役員会として開催する旨説明があった。

[審議事項]

1. 平成17年6月期賞与の支給基準について

北見理事から、配付資料に基づき、教職員の賞与の支給基準及び役員の賞与の支給基準について説明があり、審議の結果、教職員の賞与の支給基準の内、業績手当にかかる成績率の勤務成績の表現について一部修正の上、承認された。

また、教職員の支給基準については学内ホームページに掲載すること、及び成績率を教職員の給与支給明細に表示することが、審議の結果、併せて承認された。

なお、「成績率」の表現については、次期までにさらに検討することとした。

以上